

第十一号書式（第八条関係）

事業基盤強化計画の認定申請書

令和〇年〇月〇日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

東京都千代田区霞が関 2-1-3  
株式会社A造船所  
代表取締役社長 運輸 太郎

東京都千代田区霞が関 2-1-1  
B造船株式会社  
代表取締役社長 交通 次郎

**[解説] O. 申請者**

日付は申請書の提出日を記載してください。  
申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。  
代表者氏名には役職名も記載してください。  
共同で申請する場合は連名で記載してください。

造船法第 11 条第 1 項の規定に基づき、事業基盤強化計画について認定を受けたいので申請します。

記

1. 事業基盤強化の目標

(1) 事業基盤強化に係る事業の目標

（事業基盤強化を行おうとする背景となる事情）

※ 以下の項目に沿って、事業基盤強化を行おうとする背景となる事情について記載してください。

- 企業理念や現在のビジネスモデルの概要。
- 得意とする船種・製品・サービスについて、これまでどのように競争力を維持・向上させてきたか。
- 近年の経営状況及び関連する事業環境の総括、今後の見通し（特に課題について）。

（目指す事業の方向性）

※ 以下の項目に沿って、事業基盤強化計画を通じて目指す事業の方向性について記載して下さい。

- 事業基盤強化計画を通じて、現在のビジネスモデルがどのように変化・進化するか。
- 事業基盤強化計画が持続的な企業価値の向上にどうつながるのか（長期的な視点）。
- 事業基盤強化計画を着実に実行し、監督していけるガバナンス体制について。

### **[解説] 1. (1) 事業基盤強化に係る事業の目標**

下の項目に沿って、事業基盤強化を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性を要約的に記載してください。

#### **事業基盤強化を行おうとする背景**

申請事業者を取り巻く経営環境やこれまでの取組、事業基盤強化を行おうとする背景事業についての概況を記載してください。

#### **目指す事業の方向性**

事業基盤強化計画において取り組む内容及びそれによって目指すビジネスモデルの方向性について、具体的な戦略を記載してください。その際に、長期的な視点で申請者の持続的な企業価値向上につながる旨を明確に記載して下さい。

#### **★地域経済牽引事業計画の承認申請を予定している場合★**

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請を行う予定がある場合、地域経済牽引事業計画の承認申請書に認定を受けた事業基盤強化計画を添付することで、承認申請書の記載事項の一部を省略できる場合があります。

当該承認申請書の記載事項の省略を希望する場合、「地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン」及び各都道府県が作成した同意基本計画にも基づいて、事業基盤強化計画の事業内容を記載する必要があります。

地域経済牽引事業計画の承認申請も併せて行うことを予定される場合には、申請書の記載事項や様式等について調整が必要となりますので、事業基盤強化計画の認定申請に関する事前相談の際に、その旨もご相談いただけますようお願いいたします。

○地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン 経済産業省

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/miraitoushi/file/jigyokeikaku-guideline-2012.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/jigyokeikaku-guideline-2012.pdf)

○同意基本計画一覧 経済産業省 HP

[https://www.meti.go.jp/policy/sme\\_chiiki/miraitoushi/miraitoushi-kihonkeikaku.html](https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/miraitoushi-kihonkeikaku.html)

(2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、20X5年度には20X1年度に比べて、従業員1人あたり付加価値額を〇.〇%向上させることを目標とする。

財務内容の健全性の向上としては、20X5年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの×.×倍、経常収支比率は△.△%となる予定である。

**[解説] 1. (2) 生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標**

事業基盤強化計画における、生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標を、事業基盤強化の実施に関する指針に規定する具体的な指標を用いて、それぞれ下記のとおり設定してください。

**生産性**

生産性向上については、①基準年度と、②目標年度（計画の終了年度）を明示し、③以下のA～Cの指標からいずれかの指標を選択し、その相対的な改善幅を記載してください。

なお、生産性の数値目標はそれぞれに掲げる数値目標を上回る目標値を設定してください。

○生産性の指標

A) 修正ROA 2%ポイント以上向上

$$\text{修正ROA} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{総資産の帳簿価額}} \times 100$$

B) 有形固定資産回転率 5%以上向上

$$\text{有形固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}}$$

C) 従業員1人あたり付加価値額 6%以上向上

$$\text{従業員1人あたり付加価値額} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}}$$

※ 各指標の向上率は、原則、事業部門単位で、計画開始直前における事業年度の確定決算時の数値と計画終了年度の数値を比較

**財務内容の健全性**

財務内容の健全性の指標については、計画の終了年度において以下の両方の目標を達成できるように目標数値を設定してください。

○財務健全性の指標

① 有利子負債/キャッシュフロー ≤ 10倍

② 経常収入 > 経常支出



名称：株式会社 A 造船所  
住所：東京都千代田区霞が関 2-1-3  
代表者の氏名：代表取締役社長 運輸 太郎  
分割前の資本金：28,000,000,000 円  
分割後の資本金：29,000,000,000 円  
発行する株式を引き受ける者：B 造船株式会社  
分割予定日：2022 年 4 月 1 日

#### (ウ) 生産性向上の持続性

近年の国際的な環境規制強化によって、今後、より一層環境性能が高い船舶のニーズが高まることが予想される。当該事業によって開発する〇〇は、このようなマーケットニーズに即したものであり、将来にわたって高い需要が見込まれるため、本計画における新たな船舶の開発による生産性向上は市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

#### (エ) 関連事業者の利益

本計画は、〇〇を行うことによって生産性の向上を図るものであって、部品供給事業者等に対して不当な供給価格の低減等を求めるものではなく、また、不当廉売や不正な製品の販売などによって公の秩序及び善良の風俗に反する事業ではないため、本計画によって関連事業者の利益を不当に害することはない。

### ③船舶等の品質の向上に資する取組の内容

記載例①：ISO 9001 の認定を既に受けている場合

造船事業に係る ISO 9001（品質管理マネジメントシステム）の認定を受けており、計画期間中もこれを維持し、継続的な品質向上に努めることとする。

記載例②：ISO 9001 の認定を受けていない場合

20X1 年〇月までに、品質管理に関する体系的な社内規格を整備し、当該社内規格に則って品質管理を行うことで、造船等事業者がその製造又は修繕する船舶等の品質の向上を図るために講ずべき取組の基準を定める告示（令和 3 年国土交通省告示第 1174 号）の規定に適合する品質管理体制を構築するとともに、当該社内規格に則って品質管理を行うことで体制を構築し、継続的な品質向上に努めることとする。

記載例③：追加的に品質向上に資する取組を行う場合 ※任意

上記取組に加えて、建造工程にレーザースキャナ等の先進的な検査設備を導入し、ぎょう鉄後の曲がり鋼板などの各部分品の工作精度を検証しながら加工することで、加工品質の向上及びトレサビリティを向上させ、船舶の建造品質の向上を図る。

#### 【品質管理推進責任者】

工務部長 △△ △△

連絡先 00-0000-0000

xyz123@abcxyz.com

## [解説] 2. (1) 事業基盤強化に係る事業の内容

### ①計画の対象となる事業

事業基盤強化計画の対象となる製品及び事業内容（製造・修繕等の別）について、当てはまるものに○（マル）をつけるか、若しくは当てはまらないものを削除して、対象事業の内容を明記してください。

舶用品に関する事業については、具体的な対象製品について簡潔に記載してください。

### ②生産性向上に資する取組の内容

#### 【事業の分野又は方式の変更】

事業基盤強化計画における事業の分野又は方式の変更に関する取組内容を、そのスケジュールも含め、できるだけ要約的に記載してください。（詳細な取組内容については、「添付書類 補足－1 事業の分野又は方式の変更について」に記載してください。）

なお、「事業の分野又は方式の変更」については、以下のいずれかの取組を行うこととし、それぞれに掲げる条件を満たすような取組を記載してください。

#### ○事業の分野又は方式の変更の取組内容及び条件

取組の内容	条件
①新たな船舶等の開発及び生産	新たな船舶等の売上高の合計を全事業の売上高の1%以上とすること
②新たな役務の開発及び提供	新たな役務の売上高の合計を全事業の売上高の1%以上とすること
③船舶等の新たな生産方式の導入又は設備の能率向上	製品一単位当たりの製造原価を5%以上低減すること (または、製造原価から材料費を控除した額を10%以上低減すること) ※一単位当たりの製造原価の低減額の算定が困難と認められる場合は、売上原価を売上高で割った値を5%以上低減すること(または売上原価から材料費を向上した額を売上高で割った値を10%以上低減すること)
④新たな原材料、部品若しくは半製品の使用又は原材料、部品若しくは半製品の新たな購入方式の導入	製品一単位当たりの製造原価を5%以上低減すること

#### 【事業の構造の変更】（任意事項）

以下に掲げる事業の構造の変更（事業再編）を行う場合にのみ、その内容について要約的に記載して下さい

なお、事業の構造の変更を併せて行う場合には、産業競争力強化法の「事業再編計画」の認定を同時に受けたものとみなし、登録免許税の軽減や会社法の特例を受けることができます。

○事業の構造の変更の対象

- ✓ 合併
- ✓ 会社の分割
- ✓ 株式交換
- ✓ 株式移転
- ✓ 株式交付
- ✓ 事業又は資産の譲受け又は譲渡
- ✓ 出資の受入れ
- ✓ 他の会社の株式又は持分の取得（当該他の会社が関係事業者（※）である場合または当該取得により当該他の会社が関係事業者となる場合に限る）
- ✓ 関係事業者の株式又は持分の譲渡（当該株式又は持分を配当財産とする剰余金の配当を含み、当該譲渡により当該事業者の関係事業社でなくなる場合に限る）
- ✓ 会社の設立又は精算
- ✓ 有限責任事業組合に対する出資
- ✓ 保有施設の撤去又は設備の廃棄

※関係事業者の定義は2.（3）の解説を参照してください。

【生産性向上の持続性】

事業基盤強化計画による生産性の向上が、市場構造に照らして、持続的なものと見込まれる理由について、簡潔に記載して下さい。

【関連事業者の利益】

事業基盤強化計画によって、関連事業者の利益を不当に害するおそれがないことを、簡潔に記載してください。

③船舶等の品質の向上に資する取組の内容

船舶等の品質の向上を図ることを目指した事業活動に係る認定基準（以下、「認定基準」という。）の規定に適合した品質の向上に関する取組内容を記載するとともに、品質管理推進責任者として選任した者の連絡先情報等を記載してください。

なお、品質向上に資する取組に係る設備投資等についても、ツーステップローンの対象となりますので、認定基準に規定する取組以外の品質向上に向けた取組を行う場合は、本事項にその取組内容を明記して下さい。

(2) 事業基盤強化を行う場所の住所

東京都千代田区霞が関 2-1-3

株式会社A造船所本社工場

東京都千代田区霞が関 2-1-1

B造船株式会社本社工場

**[解説] 2. (2) 事業基盤強化を行う場所の住所**

この住所の欄には、実際に事業を行っている住所を地番等で記載してください。

原則、計画に係る事業所・営業所についてはすべて記載する必要がありますが、多数にわたる場合には認定事業者・関係事業者の本店所在地のみの記載としても差し支えありません。

**★地域経済牽引事業計画の承認申請を併せて行う場合★**

実施場所ごとに、当該事業のどの部分を行うかも併せて記載してください。

なお、販路の拡大を行う場合等においては、地域単位で記載すること及び促進区域外の場所を記載することも可能です。



(3) 関係事業者に関する事項

・ B 造船株式会社

株式会社 A 造船所は発行済株式総数の 25%を保有し、かつ筆頭株主となっており、関係事業者に該当する。

**【解説】2. (3) 関係事業者に関する事項**

事業基盤強化計画では、計画を実行する上で重要な役割を果たす子会社を「関係事業者」として計画に含めることも可能です。関係事業者を計画に含める場合には、本欄にその名称及び関係事業者であることの説明を記載してください。

※1 関係事業者を計画に含めることで、関係事業者についても、認定事業者（申請者）とほぼ同様の支援措置の適用を受けられるようになります。

※2 また、法第 15 条の産業競争力強化法の認定みなしによる略式組織再編の特例を利用する際に、当該関係事業者が特定関係事業者<sup>注</sup>に該当する場合には、その旨記載してください。（注：特定関係事業者とは、認定事業者及び認定事業者の完全子会社が総株主の議決権の 3 分の 2 以上を有している関係事業者）

**【関係事業者の類型】**

	申請事業者の持ち株比率	申請事業者からの派遣役員	その他の要件
類型①	50%以上	-	-
類型②	40%以上 50%未満	50%以上	-
類型③	20%以上 40%未満 かつ筆頭株主	50%以上	-
類型④	20%以上 40%未満 かつ筆頭株主	役員数筆頭占有者	申請事業者と計画に関する他の事業者が共同現物出資で設立し、かつ、合計で 100%の株式を保有

(4) 事業基盤強化を実施するための措置の内容

別表 1 のとおり

**【解説】2. (4) 事業基盤強化を実施するための措置の内容**

事業基盤強化を実施するための措置の内容及びその実施する時期、期待する支援措置について、事業の分野又は方式の変更及び構造の変更ごとに法第 10 条第 2 項各号に掲げる事業活動に照らして、別表 1（P16 参照）に記載してください。

(5) 事業基盤強化に伴う設備投資の内容

別表 2 のとおり

**【解説】2. (5) 事業基盤強化に伴う設備投資の内容**

計画期間中に予定している事業基盤強化に伴う設備投資（土地、建物及び設備の取得等に係る投資をいう。）の内容を、別表 2（P19 参照）に記載してください。

(6) 不動産の譲受け、取得又は譲渡の予定

別表3のとおり

**[解説] 2. (6) 不動産の譲受け、取得又は譲渡の予定**

事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴い、不動産の譲受又は譲渡を予定している場合は、当該不動産の内容について別表3（P20 参照）に記載してください。（合併・分割等により不動産の取得を予定している場合も含む。）

法第15条に基づく産業競争力強化法の認定みなしによる合併、分割、事業譲渡時の不動産の登録免許税の軽減措置を希望する場合、記載がないと措置を受けることができません。

(7) 技術開発に関する事項

※1 今後の技術開発に関する方向性について、様式自由で記載してください。

※2 また、「海事産業集約連携促進技術開発支援事業」の採択事業者（今後申請する事業者も含む）は、以下の事項を必ず記載してください。

- 「海事産業集約連携促進技術開発支援事業」により行う事業の内容
- 事業基盤強化計画で取り組む内容と「海事産業集約連携促進技術開発支援事業」により行う事業がどのように連動し、技術力の向上をはじめとする競争力の強化を実現するのか。

### 3. 事業基盤強化の実施時期

#### (1) 事業基盤強化の開始時期及び終了時期

開始時期：20X1年4月

終了時期：20X6年3月

#### **[解説] 3. (1) 事業基盤強化の開始時期及び終了時期**

事業基盤強化の開始時期及び終了時期を、年月をもって記載してください。

なお、開始時期は、認定が見込まれる時期以降となります。したがって、申請日以前の期日を開始時期とすることはできません。

また、終了時期は、開始時期から5年（60月）以内であれば、事業の計画の内容に従って任意に設定可能です。

※ただし、産業競争力強化法の特例を受ける場合であって、事業基盤強化計画を行うために必要な資金の貸し付けを求めない場合は、開始時期から3年（36月）以内の終了時期を設定して下さい。

#### **★地域経済牽引事業計画の承認申請を併せて行う場合★**

開始時期及び終了時期は年月日まで記載してください。

#### (2) 毎事業年度の実施予定

別表4のとおり

#### **[解説] 3. (2) 毎事業年度の実施予定**

毎事業年度の事業基盤強化の実施予定を、別表4（P21参照）に記載してください。

#### 4. 事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法

##### (1) 必要な資金の額及び調達方法の概要

当社の事業基盤強化の実施に必要な資金の額 50 億円のうち、自己資金から 10 億円拠出し、金融機関からの 40 億円（うちツーステップローン希望額 25 億円）新たに借り入れることによって調達する予定である。

##### **[解説] 4. (1) 事業基盤強化の実施に必要な資金の額及び調達方法の概要**

計画の実施に必要な資金の額及び調達方法などの概要を記載してください。この際、ツーステップローンによる融資を希望する場合には、その希望額を記載してください。

##### (2) 必要な資金の額及び調達方法

別表 5 のとおり

##### **[解説] 4. (2) 必要な資金の額及び調達方法**

計画の実施に必要な資金の額と、その調達方法の詳細について、別表 5（P22 参照）に記載してください。

5. 事業基盤強化に伴う労務に関する事項

(1) 事業基盤強化の開始時期の従業員数 (20XX年3月末時点)

株式会社A造船所 ○○名

B造船株式会社 ××名

合計 △△名

(2) 事業基盤強化の終了時期の従業員数

株式会社A造船所 ○○名

B造船株式会社 ××名

合計 △△名

(3) 事業基盤強化に充てる予定の従業員数

株式会社A造船所 ○○名

B造船株式会社 ××名

合計 △△名

(4) 新規に採用される従業員数

株式会社A造船所 ○○名

B造船株式会社 ××名

合計 △△名

(5) 事業基盤強化に伴い出向又は解雇される従業員数

出向予定人員数 ○○名

転籍予定人員数 ○○名

解雇予定人員数 なし

**[解説] 5. 事業基盤強化に伴う労務に関する事項**

本項目は、事業基盤強化計画において、「事業の構造の変更」を行う場合にのみ記載します。計画中の従業員数の推移等について、以下の(1)～(5)の記載内容に従って記載してください。また、事業年度ごとの従業員の推移の詳細について、添付書面7-(2)「従業員の推移表」に記載してください。

なお、当該計画に関係事業者を含む場合には、当該法人ごとの人数を記載するとともに、その合計人数も記載してください。

記載事項	記載内容
(1) 事業基盤強化の開始時期の従業員数	それぞれの会社ごとに、開始時点における会社全体(事業部門単位でも可)の従業員数を記載してください。
(2) 事業基盤強化の終了時期の従業員数	計画終了時点での(1)の従業員数の予定数を記載してください。
(3) 事業基盤強化に充てる予定の従業員数	事業基盤強化に当てる予定の従業員数を記載してください。
(4) 新規に採用される従業員数	計画期間中に新規に採用する従業員数を記載してください。

<p>(5) 事業基盤強化に伴い出向又は解雇される従業員数</p>	<p>出向、転籍、解雇の予定人員数を記載してください。また、希望退職を募集する場合には、別途、その予定従業員数を記載してください。</p>
-----------------------------------	---

**★地域経済牽引事業計画の承認申請を併せて行う場合★**

承認申請を行う先の都道府県の基本計画において、「地域の事業者に対する相当の経済的効果」の目標値として、「事業者の雇用者数の増加」が掲げられている場合、本項の記載をもって省略が認められる場合があります。

なお、申請先の都道府県の基本計画に規定されている「事業者の雇用者数の増加」の目標値を達成している必要がありますのでご注意ください。

6. その他

(1) 事業基盤強化による地域の経済の活性化

別表6のとおり

**【解説】6. (1) 事業基盤強化による地域の経済の活性化（任意）**

法第11条第3項第2号に基づき、事業基盤強化による地域の経済の活性化に関する事項を別表6（P24 参照）に任意で記載することができます。

(2) 法第14条の特例措置に関する事項

該当なし

**【解説】6. (2) 法第14条の特例措置に関する事項（任意）**

船舶安全法の特例措置（遠隔支援事業場の認定みなし）を受けようとする場合には、「認定を受けようとする事業場の名称及び所在地」、「認定を受けようとする船舶又は物件の範囲」を記載し、補足一4にて必要書類を添付してください。

(3) 法第15条の特例措置に関する事項

別表7のとおり

**【解説】6. (3) 法第15条の特例措置に関する事項（任意）**

産業競争力強化法の特例措置（登録免許税に関する特例措置・会社法の特例措置）を受けようとする場合には、計画の認定にあたって、国土交通大臣から公正取引委員会に対して協議を行うことが必要となる場合\*があります。

公正取引委員会への協議が必要となる場合には、別表7（P25 参照）に、①計画に従って措置を行う事業者の国内売上高合計額、②事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況を記載してください。

※ 次のいずれかに該当する場合、国土交通大臣から公正取引委員会に協議を行う必要があります。

**【協議が必要となる条件】**

合併・共同 株式移転	一方の会社：国内売上高合計額	200億円超
	他方の会社：国内売上高合計額	50億円超
共同新設分割	一方の会社：国内売上高合計額	200億円超
	他方の会社：国内売上高合計額	50億円超 等
吸収分割	分割側の会社：国内売上高合計額	200億円超
	承継側の会社：国内売上高合計額	50億円超 等
株式取得	取得側の会社：国内売上高合計額	200億円超
	発行側の会社：国内売上高合計額	50億円超 等
事業等譲渡	譲受側の会社：国内売上高合計額	200億円超
	譲渡側の会社：譲受対象部分の国内売上高	30億円超 等
その他	一方の会社：国内売上高合計額	200億円超
	他方の会社：国内売上高合計額	50億円超

別表 1

1. 事業基盤強化の措置の内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
法第 10 条第 2 項第 1 号の要件		
イ 新たな船舶等の開発及び生産又は新たな役務の開発及び提供による生産若しくは販売に係る船舶等の構成又は提供に係る役務の構成の変化	当社の××を、、●●により、20X5年度には当該新たな船舶の売上高を当社の全売上高の〇.〇%以上とすることを目標としている。	
法第 10 条第 2 項第 2 号の要件		
ロ 会社の分割	<p>①分割会社 名称：B 造船株式会社 住所：東京都千代田区霞が関 2-1-3 代表者の氏名：代表取締役社長 交通次郎 資本金：4,000,000,000 円</p> <p>②承継会社 名称：株式会社 A 造船所 住所：東京都千代田区霞が関 2-1-1 代表者の氏名：代表取締役社長 運輸太郎 分割前の資本金：28,000,000,000 円 分割後の資本金：29,000,000,000 円</p> <p>③発行する株式を引き受ける者：B 造船株式会社</p> <p>④分割予定日：20X2 年 4 月 1 日</p>	<p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 3 号 (認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減)</p> <p>租税特別措置法第 80 条第 1 項第 6 号 (会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減)</p>

2. その他支援措置についての内容

措置事項	実施する措置の内容及びその実施する時期	期待する支援措置
—	今般の事業基盤強化において、〇〇への設備投資も併せて実行し、生産性向上を図ることにより、国際競争力を高めるとともに、我が国の経済安全保障の確立への貢献を目指す。この〇〇億円の設備投資資金について、長期・低利の大規模融資を希望する。	法第 16 条 (公庫の行う事業基盤強化促進円滑化促進業務)



**[解説]別表1（事業基盤強化の措置の内容）**

事業基盤強化計画に従って実施する措置のうち、該当する全ての措置事項について以下の要領に従って要約的に記載してください。なお、申請の段階において未定な部分については、その旨及び見通しを可能な限り明らかにしつつ記載してください。

**実施する措置の内容及びその実施する時期**

下記の措置事項ごとの記載項目に従って、必要事項を記載してください。

措置事項	記載事項
合併	合併する会社（合併により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに合併比率及び合併期日を記載してください。
会社の分割	分割する会社（分割により新設される会社を含む。）の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに分割により発行される株式等を引き受ける者並びに分割期日を記載してください。
株式交換	株式交換をする会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交換期日を記載してください。その際、完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにしてください。
株式移転	株式移転により新設する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式移転比率及び株式移転期日を記載してください。
株式交付	株式交付をする対象会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに株式交換比率及び株式交付期日を記載してください。その際、完全親会社となる会社及び完全子会社となる会社を明らかにしてください。
事業又は資産の譲受け	譲り受ける事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲受け期日を記載してください。当該事業又は資産の譲受けが財産引受に該当する場合には、その旨を記載してください。
事業又は資産の譲渡	譲り渡す事業又は資産の内容及び価額（株式の場合は、併せてその種類及び数）並びに譲渡期日を記載してください。当該事業又は資産の譲渡が財産引受到に該当する場合には、その旨を記載してください。
出資の受入れ	当該出資受入れ前の資本金の額、受入れ額、受入れの方法（新株の発行、親会社からの増資等）及び受入れ期日を記載してください。なお、当該出資の受入れが現物出資により行われる場合にはその旨を記載し、財産の内容及び価額を記載してください。また、当該出資の受入れと同時に資本金、資本準備金又は利益準備金を減少する場合には、その減少額を記載し、株式の併合を伴う場合にはその併合比率を記載してください。
他の会社の株式又は持分の取得	取得する株式又は持分に係る会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金、取得する株式の総数及び取得後における当該他の会社の発行済株式に占める取得株式の割合（出資割合）、派遣する役員数及び当該他の会社の役員に占める当該事業者の派遣役員の割合並びに取得期日を記載してください。
関係事業者の株式又は持ち分の	当該関係事業者における株式保有比率（当該譲渡の前後についてそれぞれ記載する。）及び当該関係事業者の役員に占める当該事業者の派遣役員の占める

譲渡	割合、当該譲渡に係る株式の譲渡先並びに譲渡期日を記載する。当該株式を現物配当する場合には、その旨記載してください。
会社の設立	設立する会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金（出資者ごとに出资额を記載する。）並びに設立期日を記載する。会社の設立の場合につき、当該会社の設立において定款に現物出資又は財産引受の記載がある場合には、その旨を記載し、財産の内容及び価額を記載してください。
会社の清算	当該会社の名称、住所、代表者の氏名及び資本金並びに清算期日を記載してください。
有限責任事業組合に対する出資	出資を行う有限責任事業組合の名称及び住所並びに出資者（組合員）の名称（法人が出資者（組合員）である場合には、当該法人の名称並びに職務執行者の当該法人における役職及び氏名）及び住所を記載する。また、金銭を出資の目的とする場合には、出資の額及び出資する期日を記載し、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、現物出資する財産の内容、財産の価額（有限責任事業組合契約に関する法律施行規則（平成 17 年経済産業省令第 74 号）第 8 条第 1 項に規定する価額をいう。）及び出資する期日を記載してください。
保有する施設の相当程度の撤去又は設備の相当程度の廃棄	当該撤去する施設又は廃棄する設備を特定し、その内容、簿価及び除却費用並びに撤去又は廃棄期日をそれぞれ記載してください。また、これに伴い希望退職の募集を行う場合は、その旨を記載してください。

#### 期待する支援措置

申請段階において期待する本法に基づく支援措置を記載して下さい。

支援措置	記載例
長期・低利の大規模融資 （ツーステップローン）	法第 16 条（公庫の行う事業基盤強化円滑化促進業務）
登録免許税の特例措置 （会社登記）	租税特別措置法第 80 条第 1 項第 3 号（認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減）
登録免許税の特例措置 （不動産登記）	租税特別措置法第 80 条第 1 項第 6 号（会社分割に伴う不動産の所有権の移転登記等の税率の軽減）
検査役の調査	産競法第 28 条（現物出資及び財産引受の調査に関する特例） 産競法第 29 条（株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例）
略式組織再編等	産競法第 30 条（特別支配会社への事業譲渡等に関する特例）
株式の併合	産競法第 31 条（株式の併合に関する特例）
株式対価 M&A	産競法第 32 条（株式を対価とする他の株式の発行等に関する特例）
スピンオフの円滑化	産競法第 33 条（剰余金の配当に関する特例）
事業譲渡の催告	産競法第 34 条（事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等）
債務保証	産競法第 36 条（中小企業基盤整備機構による債務保証）

別表 2

事業基盤強化に伴う設備投資の内容

(単位：百万円)

	名称	数量	単位	金額	用途	設置場所	備考
20X1 年度	ドック	1	1,500	1,500	新船型の 建造	本社工場	造船法第 3 条第 1 項の許可 が必要
20X2 年度	建造工程管 理システム	1	500	500	建造工程 管理の効 率化	本社工場	
20X3 年度							
20X4 年度							
20X5 年度							
合計額							

(設備投資の概要)

20X1 年度：建造設備の更新投資

20X2 年度：建造工程のシステム投資

20X3 年度：建造設備の更新投資

**[解説]別表 2 (事業基盤強化に伴う設備投資の内容)**

計画期間中に予定している当該計画に係る設備投資の内容を記載してください。計画に関係事業者がある場合には、その事業者ごとにそれぞれ記載してください。

なお、当該設備投資によって造船法上の施設許可もしくは設備許可が必要となる場合には、備考欄にその旨記載の上、補足書類-3として必要書類を添付してください。

毎事業年度の設備投資の概要について、下の空欄に記載してください(様式は自由)。

別表 3

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容

(土地)

(単位：㎡)

	所在地番	地目	面積	その他
1	千代田区〇〇町1-3	宅地	6,000㎡	
2				
3				

(家屋)

(単位：㎡)

	所在家屋番号	種類構造	床面積	その他
1	千代田区〇〇町1-3	工場 鉄骨造 他	5,200㎡	
2				
3				

※地域経済牽引事業計画の承認申請を併せて行う場合の記載例

施設の概要	土地の所在	地番	地目		面積	備考
			登記簿	現況		

**【解説】別表3（譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容）**

譲受け、取得又は譲渡する不動産の内容を記載してください。

事業又は資産の譲受け又は譲渡に伴う不動産については、その他欄にその旨を記載し、併せて事業又は資産の譲受け元名又は譲渡先名を明記して下さい。なお、合併、分割等により取得をする不動産についても、同様とします。

合併、分割、事業譲り受け時に取得した不動産の登録免許税の軽減措置を希望する場合には必ず記載する必要があります。

なお、必要記載事項が含まれているものであれば、既存の資料で代用することも可能です。

**★地域経済牽引事業計画の承認申請を併せて行う場合★**

地域経済牽引事業計画について、地域未来投資促進法第13条第5項に規定する同意土地利用調整計画に適合することの確認を受けようとする場合には、地域経済牽引事業の用に供する施設及びその施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積を記載例の表に記載する必要があります。

また、「土地の所在」には、所在地のほか、申請に係る土地が農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域又は都市計画法に規定する市街化調整区域に当該地域が含まれているか記載してください。

記載に当たっては、土地利用の計画が分かるように記載するとともに、備考欄に譲受け、取得又は譲渡する旨を記載してください。

別表 4

事業基盤強化の実施時期

年 度	実 施 内 容
20X1 年度	8 月 1 日 分社型吸収分割の実施 新工場への設備投資開始
20X2 年度	4 月 1 日 新工場への設備導入完了
20X3 年度	
20X4 年度	
20X5 年度	4 月 1 日 建造工程管理システム導入完了 新たな船舶等の売上高比率を全売上高の〇.〇%以上とする

※地域経済牽引事業計画の承認申請を併せて行う場合の記載例

取組事項	20X1 年度	20X2 年度	20X3 年度	20X4 年度	20X5 年度
新工場への設備投資					
建造工程管理システム導入					
分社型吸収分割の実施					

**[解説]別表 4 (事業基盤強化の実施時期)**

実施時期について時系列で記載してください。

なお、事業の構造の変更だけでなく、分野又は方式の変更の取組内容（新たな船舶の建造時期などのスケジュールを含む。）についても、時期を明示して記載してください。

最終年度には、分野又は方式の変更の取組の概要及び目標値を記載してください。

**★地域経済牽引事業計画の承認申請を併せて行う場合★**

地域経済牽引事業計画を承認する都道府県が事業の進捗管理を行うことができるよう、取組事項ごとに各年度における実施内容を記載してください。

別表 5

事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法

事業者名： \_\_\_\_\_

(単位：千円)

年度	調達先	借入金	自己資金	その他	合計	備考
	費用					
20X1 年度	土地					
	建物					
	機械装置	ABC銀行 2,500,000 XYZ銀行 1,500,000	1,000,000		5,000,000	ABC銀行からの「資金の借入れ」はツーステップローンを希望
	運転資金					
	その他					
	小計	4,000,000	1,000,000		5,000,000	
合 計	土地					
	建物					
	機械装置	4,000,000	1,000,000		5,000,000	
	運転資金					
	その他					
	小計	4,000,000	1,000,000		5,000,000	

**[解説]別表5（事業基盤強化の実施に必要な資金の額及びその調達方法）**

事業基盤強化の実施に必要な資金の額と、その調達方法を事業年度別に記載してください。なお、「資金の借入れ」欄には金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」欄には出資、社債の発行、リースその他「資金の借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を記載してください。

また、指定金融機関からの出資や融資などの金融支援を希望する場合には、この記述に基づいて「備考」等に詳細を記載してください。

**★地域経済牽引事業計画の承認申請を併せて行う場合★**

事業者ごとに別表5を作成してください。

地域未来投資促進法による支援措置である、日本政策金融公庫による融資制度等（地域活性化・雇用促進資金、クロスボーダーローン、スタンドバイ・クレジット）の利用を希望する場合には、備考欄にその旨を記載してください。

また、金融機関から融資を受ける場合で、同じく地域未来投資促進法による支援措置である信用保証協会の制度の利用を希望する場合は、備考欄にその旨を記載してください。資金用途等には制約があることから、制度利用時の申請において認められない可能性があることにご留意ください。

別表 6

事業基盤強化による地域の経済の活性化

※ 事業基盤強化による地域の経済の活性化について、様式自由で記載してください。



別表 7

法第 15 条の特例措置に関する事項

1. 事業基盤強化を行う事業者の国内売上高合計額

	甲	乙
事業基盤強化を行う事業者の名称	株式会社 A 造船所	B 造船株式会社
国内売上高合計額	〇〇〇〇 (2020 年 3 月期現在)	〇〇〇〇 (2020 年 3 月期現在)
国内売上高合計額の算出の根拠	連結 (内訳) (株)A 造船所 ▲▲ B 造船(株) ××	単独

2. 申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況

商品又は役務の種類【造船業】 事業地域【日本】

同業者の中において占める地位	名称	市場占拠率	第 1 位との格差	備考
第 1 位	〇〇	17.3%	-	
第 2 位		10.7%	6.6%	
第 3 位				
第 3 位				
第 5 位				
第 1 5 位				
第 2 1 位				
全事業者数 1 0 0 0 社以上				
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【国土交通白書 2020 年】				

**【解説】別表 7 (法第 15 条の特例措置に関する事項)**

法第 15 条の特例措置（産業競争力強化法の特例措置）により、登録免許税の特例又は会社法の特例を受けようとする場合であって、国土交通大臣から公正取引委員会に協議が必要となる場合※に、①計画に従って措置を行う事業者の国内売上高合計額、②事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況を記載してください。

※ 協議が必要となる条件については、6. (2) の解説を参照してください。

## 添付書類

1-(1)	定款の写し
1-(2)	登記簿謄本
2-(1)	事業報告の写し
2-(2)	貸借対照表
2-(3)	損益計算書
3	生産性の向上について
4	財務内容の健全性の向上について
5	品質向上に係る基準適合状況報告書
6	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳について
7-(1)	従業員の地位について
7-(2)	従業員数の推移表
8	暴力団排除に関する誓約事項

補足-1	事業の分野又は方式の変更について
補足-2	過剰供給構造の判定
補足-3	施設・設備の新設等について
補足-4	遠隔支援事業場について

**[解説]添付書類 目次**

事業基盤強化計画の認定に当たっては、認定申請書に加えて、造船法施行規則第8条第3項各号に規定する添付書類の提出が必要となります。

なお、事業の構造の変更を行わない場合には、添付書類7-(1)及び7-(2)を提出する必要はありません。

また、産業競争力強化法の特例（登録免許税の特例・会社法の特例）を受けようとする場合には、補足-2を必ず記載してください。

添付書類 1-(1)

(定款の写し)

添付書類 1-(2)

(登記簿謄本)

添付書類 1-(3)

(事業報告の写し)

添付書類 2-(1)

(貸借対照表)

添付書類 2-(2)

(損益計算書)

**【解説】1-(1)「定款の写し」**

**1-(2)「登記簿謄本」**

**2-(1)「事業報告の写し」**

**2-(2)「貸借対照表」**

**2-(3)「損益計算書」**

これらの書類は申請者のものを添付してください。また、計画において新たに会社を設立する場合であって、計画申請時に当該新設会社が既に存在する場合には、当該事業者の分も添付してください。

なお、貸借対照表と損益計算書は、会社法で定める計算書類ベースのものを提出する必要があります。(有価証券報告書でも代用可能)

また、これらの書類は申請者などが現に事業を行っている事業者であるかを確認するものであるため、直近の確定決算に基づく書類を添付してください。(決算短信ベースなどの簡略なもの、未確定なものは原則認められませんが、決算短信を使用する方が前年度の確定決算値よりもより実態に即しているなど特別な事由がある場合には要相談。)

## 生産性の向上について

単位: 百万円

	2020年度【実績】	2021年度【計画】	2022年度【計画】	2023年度【計画】	2024年度【計画】	2025年度【計画】	目標基準値
	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末	2024年3月末	2025年3月末	2026年3月末	
	基準年度	計画	計画	計画	計画	計画	
① 修正ROA	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	≥ 2.00
総資産	0	0	0	0	0	0	
営業利益	0	0	0	0	0	0	
研究開発費	0	0	0	0	0	0	
減価償却費	0	0	0	0	0	0	
② 有形固定資産回転率	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	≥ 1.05
有形固定資産	0	0	0	0	0	0	
売上高	0	0	0	0	0	0	
③ 従業員1人当たりの付加価値	0.0	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	≥ 1.06
付加価値額	0	0	0	0	0	0	
営業利益	0	0	0	0	0	0	
+ 人件費	0	0	0	0	0	0	
+ 減価償却費	0	0	0	0	0	0	
従業員数	41	0	0	0	0	0	

## 【解説】添付書類3「生産性の向上について」

計画終了時点を含む最終決算期までの各事業年度において、基準年度から生産性が向上する根拠を示してください。（様式自由）

なお、国土交通省HPに必要項目の数値を記入することで、自動的に算定されるエクセル様式を掲載していますので、適宜活用してください。

なお、生産性の向上の数値目標の計算方法は以下のいずれかの指標を選択して、具体的な数値目標を設定することとなりますが、本書類では選択した指標以外の数値についても参考値として算出し、記載してください。

## ○生産性の指標

- ▶ 修正 ROA の2%ポイント以上向上

$$\text{修正 ROA} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{総資産の帳簿価額}} \times 100$$

- ▶ 有形固定資産回転率の5%以上向上

$$\text{有形固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}}$$

- ▶ 従業員1人あたりの付加価値額の6%以上向上

$$\text{従業員1人あたり付加価値額} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}}$$

## 財務内容の健全性の向上について

(有利子負債／CF)

## 財務内容の健全性について

(イ)有利子負債がキャッシュフローの10倍以内であること(2026年3月期)

①有利子負債合計額－②現預金－③信用度の高い有価証券等の評価額－④運転資金	
⑤留保利益＋⑥減価償却費＋⑦前事業年度からの引当金の増減額	
=	0 0
=	#DIV/0! (≤10)

(記入欄)

該当する四角枠の中に金額を記入すること。

① 有利子負債	= 借入金＋社債＋リース債務
	= 0 百万円
(内 訳)	
・借入金	0 百万円
・社債	0 百万円
・リース債務	0 百万円
② 現預金	0 百万円
③ 信用度の高い有価証券等	= 0 百万円
※時価評価額を記入	
(内 訳)	
・国債	0 百万円 × 0.95
・政府保証債	0 百万円 × 0.90
・株式	0 百万円 × 0.70
・その他の債券	0 百万円 × 0.85
・主務官庁がこれと準ずるとした資産	0 百万円 × 1.00
④ 運転資金	= 売上債権＋棚卸資産－仕入債務
	= 0 百万円
(内 訳)	
・売上債権	0 百万円 (※回収不能額を除く)
・棚卸資産	0 百万円 (※不良在庫を除く)
・仕入債務	0 百万円
⑤ 留保利益	= 経常利益－法人税、住民税及び事業税－社外流出
	= 0 百万円
(内 訳)	
・経常利益	0 百万円
・法人税、住民税及び事業税	0 百万円
・社外流出	0 百万円
⑥ 減価償却費	0 百万円
⑦ 前事業年度からの引当金の増減	0 百万円

※賞与引当金、退職給付引当金、特別損益の部において繰り入れ又は取り崩される引当金を除く

(経常収支比率)

(ロ) 経常収入が経常収支を上回ること (2021年3月期)

$\frac{\text{①経常収入}}{\text{②経常支出}} \times 100$
$= \frac{0}{0} \times 100$
$= \text{\#DIV/0!} \quad (\geq 100)$

(記入欄)

該当する四角枠の中に金額を記入すること。

① 経常収入	= 売上高+営業外収益-売上債権増加 +前受金増加+前受収益増加 -未収入金増加-未収収益増加 = 0 百万円
(内 訳)	
・売上高	<input type="text"/> 百万円
・営業外収益	<input type="text"/> 百万円
・売上債権増加	<input type="text"/> 百万円
・前受金増加	<input type="text"/> 百万円
・前受収益増加	<input type="text"/> 百万円
・未収入金増加	<input type="text"/> 百万円
・未収収益増加	<input type="text"/> 百万円
② 経常支出	= 売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用 +棚卸資産増加-仕入債務増加-減価償却費 +前渡金増加+前払費用増加-貸倒引当金増加 -未払金(未払税金含む)増加-未払費用増加-引当金増 = 0 百万円
(内 訳)	
・売上原価	<input type="text"/> 百万円
・販売費・一般管理費	<input type="text"/> 百万円
・営業外費用	<input type="text"/> 百万円
・棚卸資産増加	<input type="text"/> 百万円
・仕入債務増加	<input type="text"/> 百万円
・減価償却費	<input type="text"/> 百万円
・前渡金増加	<input type="text"/> 百万円
・前払費用増加	<input type="text"/> 百万円
・貸倒引当金増加	<input type="text"/> 百万円
・未払金増加	<input type="text"/> 百万円
・未払費用増加	<input type="text"/> 百万円
・引当金増加	<input type="text"/> 百万円

〔※特別損益の部において繰り入  
又は取り崩される引当金を除く〕

**[解説]添付書類4「財務内容の健全性の向上について」**

有利子負債／CF及び経常収支比率について、計画終了年度（計画終了時点を含む事業年度）における数値を記入し、その根拠を示してください。なお、国土交通省HPに必要項目の数値を記入することで、自動的に算定されるエクセル様式を掲載していますので、適宜活用してください。

本資料は認定事業者ごとに作成してください。原則、関係事業者も参考として提出する必要があります。

## 品質向上に係る基準適合状況報告書

令和〇年〇月〇日

国土交通省海事局  
船舶産業課 御中申請者の氏名又  
は名称及び住所

造船等事業者がその製造又は修繕する船舶等の品質の向上を図るために講ずべき取組の基準を定める告示（令和3年国土交通省告示第1174号）（以下「認定基準」という。）第1項の規定に関する適合状況について以下のとおり報告します。

なお、国土交通省海事局船舶産業課の求めに応じ、社内規格その他の必要な資料を提出することを承諾します。

関係基準	適合状況
<p><b>【認定基準第1項第一号】</b></p> <p>1. 船舶又は船体の製造又は修繕をする事業活動にあっては、別表の(い)欄に掲げる工程のうち「加工」、「組立・搭載」、「溶接」、「塗装」、「配管」又は「機械据付・試運転」の各工程において、同表の(ろ)欄に掲げる検査が同表の(は)欄に掲げる検査設備を用いて適切に行われていること。その他の事業活動にあっては、別表の(い)欄に掲げる工程のうち「鋳造」、「鍛造」、「機械加工」、「電気機器組立」、「電子機器組立」又は「その他」の各工程において、同表の(ろ)欄に掲げる検査が同表の(は)欄に掲げる検査設備を用いて適切に行われていること。</p>	<p>(記載例)</p> <p>該当する各工程において、認定基準に基づき、別表に掲げる検査設備を用いて適切に検査を行っている。(品質マニュアル第4項及び作業要領)</p>
<p><b>【認定基準第1項第二号】</b></p> <p>2. 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること。</p>	<p>(記載例)</p> <p>品質に係る検査設備（自社管理分）については、定期的に必要な校正を実施するとともに、校正記録を一定期間保管するなど必要な精度及び性能を維持・管理している。(品質マニュアル第6項及び備品管理要領)</p>
<p><b>【認定基準第1項第三号イ】</b></p> <p>3. 社内規格が次のとおり適切に整備されてい</p>	<p>(記載例)</p> <p>未作成</p>



<p>ること。</p> <p>(1) 次に掲げる事項について社内規格が具体的かつ体系的に整備されていること。</p> <p>(イ) 船舶等の品質、検査及び保管に関する事項</p> <p>(ロ) 資材の品質、検査及び保管に関する事項</p> <p>(ハ) 工程ごとの管理項目及びその管理方法、品質特性及びその検査方法並びに作業方法に関する事項</p> <p>(ニ) 検査設備の管理に関する事項</p> <p>(ホ) 外注管理に関する事項</p> <p>(ヘ) 苦情処理に関する事項</p> <p>(2) 社内規格が適切に見直されており、かつ、就業者に十分周知されていること。</p>	<p>(1)に関し、(イ)については品質マニュアル第4項、(ロ)については品質マニュアル第5項、(ハ)については品質マニュアル第4項及び作業要領(作業要領は各工場でそれぞれに定めている)、(ニ)については品質マニュアル第6項及び備品管理要領、(ホ)については品質マニュアル第7項に、(ヘ)については品質マニュアル第8項に規定している。</p> <p>また、(2)に関し、品質マニュアル第8項にて社内規格の定期的見直し、第9項にて教育訓練の一環で社内規格の改廃等の周知徹底を図ることとしている。</p>
<p>【認定基準第1項第三号ロ】</p> <p>4. 船舶等及び資材の検査並びに保管が社内規格に基づいて適切に行われていること。</p>	<p>(記載例)</p> <p>品質マニュアル第4項・第5項及び作業要領(作業要領は各工場でそれぞれに定めている)に基づいて、適切に船舶等及び資材の検査並びに保管を実施している。</p>
<p>【認定基準第1項第三号ハ】</p> <p>5. 工程の管理が次のとおり適切に行われていること。</p> <p>(1) 製造及び検査が工程ごとに社内規格に基づいて適切に行われているとともに、作業記録、検査記録又は管理図を用いる等必要な方法によりこれらの工程が適切に管理されていること。</p> <p>(2) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び再発防止対策が適切に行われていること。</p> <p>(3) 作業の条件及び環境が適切に維持されていること。</p>	<p>(記載例)</p> <p>(1)については品質マニュアル第4項・第11項に基づき、(2)については品質管理マニュアル第8項に基づき、(3)については品質マニュアル第4項に基づき、それぞれ適切に対処している。</p>
<p>【認定基準第1項第三号ニ】</p> <p>6. 検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格に基づいて適切に行われており、これらの設備の精度及び性能が適正に</p>	<p>(記載例)</p> <p>品質マニュアル第6項及び備品管理要領に基づいて、適切に検査設備を管理している。</p>

維持されていること。	
<p>【認定基準第1項第三号ホ】</p> <p>7. 外注管理が社内規格に基づいて適切に行われていること。</p>	<p>(記載例)</p> <p>品質マニュアル第7項に基づいて、外注管理を適切に実施している。</p>
<p>【認定基準第1項第三号ヘ】</p> <p>8. 苦情処理が社内規格に基づいて適切に行われているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。</p>	<p>(記載例)</p> <p>品質マニュアル第8項に基づいて、苦情処理を適切に実施している。</p>
<p>【認定基準第1項第三号ト】</p> <p>9. 船舶等の管理、資材の管理、工程の管理、検査設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。</p>	<p>(記載例)</p> <p>品質マニュアル第11項に基づいて、記録を保管するとともに、当該記録に基づいて品質管理会議（品質マニュアル第10項）での議論を実施するなど、品質管理の推進に有効に活用している。</p>
<p>【認定基準第1項第四号イ】</p> <p>10. 次に掲げる方法により、品質管理の組織的な運営が図られていること。</p> <p>(1) 品質管理の推進が工場等の経営指針として確立されており、品質管理が計画的に実施されていること。</p> <p>(2) 工場等における品質管理を適正に行うため、各組織の責任及び権限が明確に定められているとともに、品質管理推進責任者を中心として各組織間の有機的な連携がとられており、かつ、品質管理を推進する上での問題点が把握され、その解決のために適切な措置がとられていること。</p> <p>(3) 工場等における品質管理を推進するために必要な教育訓練が就業者に対して計画的に行われており、また、工程の一部を外部の者に行わせている場合においては、その者に対し品質管理の推進に係る技術的指導が適切に行われていること。</p>	<p>(記載例)</p> <p>品質マニュアル第10項に基づいて、社長及び部長クラスによる品質管理会議を定期的を開催するなど、品質マニュアル及び関連規程に基づいて、(1)、(2)及び(3)の各項目について組織的に実施する体制を構築している。</p>
<p>【認定基準第1項第四号ロ】</p> <p>11. 工場等において、品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。</p> <p>(1) 品質管理に関する計画の立案及び推進</p> <p>(2) 社内規格の制定、改正等についての統括</p>	<p>(記載例)</p> <p>品質マニュアル第3項において、品質管理推進者の(1)～(7)の職務を具体的に定めており、当該規程に基づき、品質管理推進責任者が中心となり、品質管理体制を構築・運営している。</p>

<p>(3) 船舶等の品質水準の評価</p> <p>(4) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整</p> <p>(5) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言</p> <p>(6) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進</p> <p>(7) 外注管理に関する指導及び助言</p>	<p>品質管理推進責任者</p> <p>工務部長 △△ △△</p> <p>連絡先 00-0000-0000、xyz123@abcxyz.com</p>
---	--

## 品質向上に係る基準適合状況報告書

令和〇年〇月〇日

国土交通省海事局  
船舶産業課御中申請者の氏名又  
は名称及び住所

造船等事業者がその製造又は修繕する船舶等の品質の向上を図るために講ずべき取組の基準を定める告示（令和3年国土交通省告示第1174号）（以下「認定基準」という。）第2項の規定に関する適合状況について以下のとおり報告します。

なお、国土交通省海事局船舶産業課の求めに応じ、社内規格その他の必要な資料を提出することを承諾します。

※検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質向上に必要な技術的生産条件が、日本産業規格 Q9001 の規定に適合していない場合（第三者による認証を受けていない場合）には、様式 1 にご記載下さい。

関係基準	適合状況
<p>【認定基準第2項第一号】</p> <p>1. 検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質向上に必要な技術的生産条件が、日本産業規格 Q9001 の規定に適合していること。</p>	<p>※ 第三者の認証機関名、登録日、登録更新日、有効期限、認証対象業務範囲を記載するとともに、登録証（付属書を含む）及び社内規格（品質マニュアル及び関連規程。少なくとも関係部分目次）を添付して下さい。</p>
<p>【認定基準第2項第二号（第1項第一号）】</p> <p>2. 船舶又は船体の製造又は修繕をする事業活動にあつては、別表の(い)欄に掲げる工程のうち「加工」、「組立・搭載」、「溶接」、「塗装」、「配管」又は「機械据付・試運転」の各工程において、同表の(ろ)欄に掲げる検査が同表の(は)欄に掲げる検査設備を用いて適切に行われていること。その他の事業活動にあつては、別表の(い)欄に掲げる工程のうち「鋳造」、「鍛造」、「機械加工」、「電気機器組立」、「電子機器組立」又は「その他」の各工程において、同表の(ろ)欄に掲げる検査が同表の(は)欄に掲げる検査設備を用いて適切に行われていること。</p>	<p>(記載例)</p> <p>該当する各工程において、認定基準に基づき、別表に掲げる検査設備を用いて、適切に検査を行っている。(品質マニュアル第4項及び作業要領)</p>

<p>【認定基準第2項第二号（第1項第二号）】</p> <p>3. 検査設備が検査を行うために必要な精度及び性能を有していること。</p>	<p>(記載例)</p> <p>品質に係る検査設備(自社管理分)については、定期的に必要な校正を実施するとともに、校正記録を一定期間保管するなど必要な精度及び性能を維持・管理している。(品質マニュアル第6項及び備品管理要領)</p>
<p>【認定基準第2項第二号（第1項第四号ロ）】</p> <p>4. 工場等において、品質管理推進責任者を選任し、次に掲げる職務を行わせていること。</p> <p>(1) 品質管理に関する計画の立案及び推進</p> <p>(2) 社内規格の制定、改正等についての統括</p> <p>(3) 船舶等の品質水準の評価</p> <p>(4) 各工程における品質管理の実施に関する指導及び助言並びに部門間の調整</p> <p>(5) 工程に生じた異常、苦情等に関する処置及びその対策に関する指導及び助言</p> <p>(6) 就業者に対する品質管理に関する教育訓練の推進</p> <p>(7) 外注管理に関する指導及び助言</p>	<p>(記載例)</p> <p>品質マニュアル第3項において、品質管理推進者の(1)～(7)の職務を具体的に定めており、当該規程に基づき、品質管理推進責任者が中心となり、品質管理体制を構築・運営している。</p> <p>品質管理推進責任者 工務部長 △△ △△ 連絡先 00-0000-0000、xyz123@abcxyz.com</p>
<p>【認定基準第2項第三号】</p> <p>5. 製造工程、作業内容等に従って社内規格が具体的かつ体系的に整備されており、かつ、船舶等が契約図面等に適合することの検査が、社内規格に基づいて適切に行われていること。</p>	<p>(記載例)</p> <p>本表1. 及び2. に記載のとおり</p>

(添付別表)

	工程	検査	検査設備
船舶又は船体の製造又は修繕をする事業活動	加工	切断面等の外観検査	(記載例) 精度が管理されている NC 工作機械により加工
		加工部材等の寸法検査	
		開先の寸法検査	(記載例) 開先ゲージ等
	組立・搭載	部材間の配置寸法検査	
		ブロックの寸法検査	
		ブロック搭載時におけるブロック寸法等検査	
	溶接	接合部等の外観検査	(記載例) 溶接技りょう試験に合格した有資格者が検査
		接合部等の内部欠陥検査	(記載例) レントゲン ※外部の専門事業者が所有・維持管理
	塗装	塗装下地の表面状態検査	
		塗装部の膜厚検査	
	配管	管一品の寸法検査	
		配管接合部の漏洩検査	
	機械据付・試運転	船用機器等の船舶又は船体への据付検査	
		船舶又は船体へ据付後の船用機器等の作動検査	
その他の事業活動	鋳造	製品の欠陥検査	
		製品の寸法検査	
	鍛造	製品の欠陥検査	
		製品の強度検査	
	機械加工	製品の外観検査	
		製品の寸法検査	
		製品の作動検査	
	電気機器組立	電気機器の安全性・作動検査	
	電子機器組立	電子機器の作動検査	
	その他	作業内容に応じ必要な検査	

#### **【解説】添付書類5「品質向上に係る基準適合状況報告書」**

「船舶等の品質の向上に資する取組に関する告示」（以下、「品質告示」という。）に規定する認定基準に関して、申請者の適合状況を報告するとともに、制定されている社内規格（社内規格が多く、添付することが困難な場合は社内規格の関係部分の目次）を添付してください。

なお、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質向上に必要な技術的生産条件が、日本産業規格 Q9001 の規定に適合している場合（第三者による認証を受けている場合）又は ISO 9001 の認定を受けている場合は「様式2」に、それ以外の場合には「様式1」にご記載下さい。

#### **適合状況**

左欄に掲げる認定基準について、右欄に適合状況の概要を記載するとともに、品質マニュアル及び関連規程の該当箇所（文書番号、章・節番号、ページ番号等）をそれぞれ記載してください。

#### **検査設備（別表）**

該当する工程について、各検査項目に対し必ず1つ以上の検査設備を記載して下さい。ただし、記載する検査設備は代表的な検査設備のみとし、保有する全ての検査設備について記載する必要はありません。

なお、品質告示の別表備考10に基づき、検査設備を用いた検査を行わないことも可能です。その場合にはその代替措置について具体的に記載してください。

計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳について

(様式自由)

**[解説]添付書類6「計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳について」**

金融支援を希望する場合や資金調達スキームが複雑な場合などに、補足説明資料として添付してください。(様式自由)

自己資金でほぼまかなう場合や、別表5において詳細な説明が記載されていれば、省略しても差し支えありません。



従業員の地位について

年 月 日

〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

住所 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
代表の氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日、 労働組合に対して、当社経営陣から今般の事業基盤強化計画に関する内容について説明を行いました。

従業員の出向・転籍や雇用条件など計画の内容について質疑応答の後、特段の異議はありませんでした。

----- (関係事業者分も別紙で提出) -----

従業員の地位について

年 月 日

〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

住所 \_\_\_\_\_  
名称 \_\_\_\_\_  
代表の氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日、 労働組合に対して、当社経営陣から今般の事業基盤強化計画に関する内容について説明を行いました。

従業員の出向・転籍や雇用条件など計画の内容について質疑応答の後、特段の異議はありませんでした。

**[解説]添付書類7-(1)「従業員の地位について」**

労使間で十分に話し合いを行った日付（年月日）を明示することが必要です。労使交渉が複数行われる場合は、可能な限り全体スケジュールや簡潔な議事録などを参考添付してください。

なお、計画に関係事業者が含まれる場合には、当該事業者においても本書面を作成し、添付する必要があります。

労使間で話し合いを行った日と申請日までの期間が、3か月以上経過している場合は、その間に計画変更がなかったか、仮にあった場合はフォローアップが実施されたかどうか記載してください。

また、話し合いの相手方としては、①労働組合、②従業員全員、又は、③従業員の代表者などが該当します。その際、②従業員全員と話し合いを行った場合は、欠席者の有無を記載し、欠席者がいる場合は、後日説明したことを明記してください。③従業員の代表者と話し合いを行った場合は、代表者の氏名を記載してください。

また、雇用の安定等に十分な配慮を行う旨を記載してください。

※ 本書面は、審査中に、国土交通大臣から厚生労働大臣に協議することとなります。

## 従業員の推移表

●●株

	基準年度	申請年度	計画期間通算		
			2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
前期末(*1)			0	0	0
再編減(*1)	-	-	-	-	-
再編増(*1)	-	-	-	-	-
期首(*1)	0	0	0	0	0
新規採用					0
定年退職					0
自己退職					0
出向受入					0
転籍受入					0
出 出向					0
向 転籍					0
解雇					0
その他増減(*2)					0
当期末(*1)	0	0	0	0	0

\*1 申請年度に当たっては当期末に再編直前の従業員数を記載。再編による増減を2019年3月末で加味し、再編直後の従業員数が2019年期首の欄に自動で入力される(同日に新規入社する従業員は含まれていない)。  
\*2 増加要因は正の値で減少要因は負の値で入力

株〇〇

	基準年度	申請年度	計画期間通算		
			2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
前期末(*1)			0	0	0
再編減(*1)	-	-	-	-	-
再編増(*1)	-	-	-	-	-
期首(*1)	0	0	0	0	0
新規採用					0
定年退職					0
自己退職					0
出向受入					0
転籍受入					0
出 出向					0
向 転籍					0
解雇					0
その他増減(*2)					0
当期末(*1)	0	0	0	0	0

\*1 申請年度に当たっては当期末に再編直前の従業員数を記載。再編による増減を2019年3月末で加味し、再編直後の従業員数が2019年期首の欄に自動で入力される(同日に新規入社する従業員は含まれていない)。  
\*2 増加要因は正の値で減少要因は負の値で入力

2社合計

	基準年度	申請年度	計画期間通算		
			2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末
前期末(*1)	0	0	0	0	0
再編減(*1)	-	-	0	-	-
再編増(*1)	-	-	0	-	-
期首(*1)	0	0	0	0	0
新規採用	0	0	0	0	0
定年退職	0	0	0	0	0
自己退職	0	0	0	0	0
出向受入	0	0	0	0	0
転籍受入	0	0	0	0	0
出 出向	0	0	0	0	0
向 転籍	0	0	0	0	0
解雇	0	0	0	0	0
その他増減(*2)	0	0	0	0	0
当期末(*1)	0	0	0	0	0

## [解説]添付書類7 - (2)「従業員数の推移表」

計画期間中の、従業員数の推移について、その内訳をエクセルのテンプレートに記入してください。

本資料は、申請書本文中に記載する「5. 労務に関する事項」の数字の根拠となりますので、申請書と整合するように記載してください。

なお、計画の実態にあわせて表の様式は適宜変更しても差し支えありません。

※ 本書面は、審査中に、国土交通大臣から厚生労働大臣に協議することとなります。

誓約書  
(ひな型)

年 月 日

〇〇大臣 〇〇 〇〇 殿

住所  
名称  
代表の氏名

当社（個人である場合は私、団体である場合には当団体）は、次のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

1. 暴力団員等
2. 法人でその役員のうち1. に該当する者があるもの
3. 暴力団員等がその事業活動を支配する者

**【解説】添付書類8「暴力団員・暴力団員等でないことの誓約」**

申請時において申請者が暴力団員、もしくは暴力団員等に該当しないことを証明（誓約）する誓約書を提出してください。

## 事業の分野又は方式の変更について

※本資料には、事業の分野又は方式の変更の内容に関する詳細説明について、下記のような点に留意しつつ記載する。

## ○ 新たな船舶等を開発の場合

- ・当該商品の新規性（従来の船舶等と何が違うか）、
  - ・開発手法（どのような技術等を用いて開発を行うのか）、
  - ・開発の進捗状況（現在どこまで開発が進んでいるか）、
  - ・拡販方法（営業相手先はどこか、需要見込みはどの程度か）、
- 等を踏まえ、詳細に記載する。

## ○ 新生産方式、新販売方式の場合

- ・当該方式の新規性（従来の方式と何が違うか、何が問題だったのか）、
- ・当該方式の採用によって期待される効果、具体的メリット
- ・製造原価や販売費削減との関連性

※必要に応じて、写真や図などを用いて補足することも可。

※また、下記の推移表のように、基準年度から計画終了年度までの指標として採用した売上高や費用の推移を示すこと。

単位：百万円

	年度 (基準年度)	年度	年度	年度	年度 (目標)
全売上高					
新商品の売上 高 (比率)					

**[解説]添付書類 補足－1 事業の分野又は方式の変更について**

事業の分野又は方式の変更について、その詳細な内容を記載してください。

また、根拠数値についても、開始時点と終了時点の数値を明記し、計算方法などの詳細を含めて記載してください。

なお、適宜、記載内容を補足する書面を添付することも可能です。

## 過剰供給構造の判定

以下の通り、当該事業基盤強化計画における対象事業分野は過剰供給構造にないと考えております。

1. 過剰供給構造の判定対象となる業種等の範囲  
造船業
2. 需要の変化に対する可変的な対応の可否について

※ 今後、海上輸送需要が伸びると見込まれること等をご説明ください。ご不明な場合は、ご相談ください。

**[解説]添付書類 補足－２ 過剰供給構造の判定**

対象事業分野について、下記の判定基準に従って、過剰供給構造にないことの詳細な説明内容を記載してください。

適宜、記載内容を補足する書面を添付することも可能です。

○過剰供給構造の判定対象となる業種等の範囲の判定基準

当面、需要の拡大が見込まれない業種等であって、

- ①生産される商品又は提供される役務の機能又は効能が需要者にとって同種であるか又は互いに代替関係にあること、かつ、
- ②生産又は提供の方法等について業態の特性が共通していること。

○過剰供給状態の判定基準

- ①原則、過去 10 年間の年平均売上高成長率が 1%を下回っていること、かつ、
- ②原則、10 年前の総資産利益率と直近の総資産利益率とを比べその成長率が 1%を下回っていること。

○長期継続性の判定基準

- ①当面、需要の回復につながるような、市況に大きな変化をもたらす事象が見込まれていないこと、または、
- ②需要の変化に対して可変的に対応できない業態の特性があること。

なお、上記判定については、政府、公的機関若しくはこれらに準ずるもの又は判定の対象となる特定の業態等に対応する統計若しくはこれに準ずる統計を使用してください。その際、統計の制約を踏まえ、当該業種等の業態の特性等からみて合理的な範囲内で、近似する業種等の統計を用いることが認められます。

## 施設・設備の新設等について

1. 設備の概要
2. 設備の概要を示す書類及び図面
3. 法第3条の2第1項第2号及び第3号に掲げる基準に適合することを説明する書類

**[解説]添付書類 補足－3 施設・設備の新設等について**

造船法第2条第1項の施設の新設、譲受け若しくは借受け又は第3条第1項の設備の新設、増設若しくは拡張に関する事項に該当する設備投資を行う場合には、同法に基づく施設・設備の新設等の許可の基準を満たす必要があります。

## ○施設許可が必要な場合

⇒総トン数500トン以上又は長さ50メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック、引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする場合

## ○設備許可が必要な場合

⇒上記の施設許可を受けた施設において、以下に掲げる設備を新設し、増設し、又は拡張しようとする場合

- 造船台（平均潮高時における陸上耐圧部の長さ\*が50メートル以上のもの）
- 船殻の取付け及びブロックの搭載の用以外の用のみに供するドック（渠底平坦部の長さが50メートル以上のもの）
- 上記のドック以外のドック（渠底平坦部の長さが50メートル以上のもの）

※ 堰扉を有する場合は乾水できる部分を含む。

なお、事業基盤強化計画の認定をもって造船法上の施設許可等をうけたこととみなされるため、別途施設許可等を申請する必要はありません。

## 遠隔支援事業場について

## ○添付書類

- ▶ 当該遠隔支援事業場に関する運用規程について船舶安全法に基づく認可を受けた者が、申請者に当該運用規程を供与することを承諾したことを証する書類
- ▶ 認定の基準に適合することを説明する書類
- ▶ 認定に係る遠隔監視設備等又はこれらに類するものの運用の実績を記載した書類

**[解説]添付書類 補足－４ 認定を受けようとする遠隔支援事業場について**

船舶安全法の特例措置（遠隔支援事業場の認定みなし）を受けようとする場合には、計画の認定にあたり、その内容が遠隔支援事業場の認定基準に適合している必要があります。遠隔支援事業の認定に当たり必要となる添付書類を補足－４として提出してください。

## ○遠隔支援事業場の認定基準の概要

- ① 認定に係る運用規程の認可を受けた者から当該運用規程の供与を受けていること。
- ② 「認定に係る収集・分析等を行うことができる設備」、「船舶又は物件に異常が生じた場合に事業場において警報を発することができる設備」や「情報を前回の定期検査から次回の定期検査までの間保存することができる設備」を有すること。
- ③ 遠隔支援業務を適正に行うことができる人員及びその人員を直接監督する必要な知識、経験及び技量を有する者を有すること。
- ④ 遠隔支援業務を実施する組織が当該業務を適切に分担できるものであり、かつ、それぞれの権限及び責任が明確にされたものであること。
- ⑤ 遠隔支援業務に関し、作業の実施方法や設備管理、外注管理に関する事項が適切なものであること。
- ⑥ 運用規定、遠隔支援業務に必要な資料、遠隔支援業務に関する記録の管理制度を有すること。
- ⑦ 当該事業場における遠隔監視設備等の運用の実績が十分であること。
- ⑧ 事業の基礎が強固であり、かつ、健全な経営を行っていること。

※認定基準の詳細については、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第34条第1項各号を参照して下さい。